

鹿児島県大学図書館協議会グループ研究会細則

(総則)

第1条 鹿児島県大学図書館協議会研修委員会規程第8条に定めるところによりグループ研究会(以下「研究会」という。)を置く。

(目的)

第2条 研究会は図書館に関する共同研究及びその成果を広く普及させることを目的とする。

(研究会の設置)

第3条 研究会は鹿児島県大学図書館協議会会則(以下「協議会会則」という。)第2条に規定する会員(以下「会員」という。)の内、それぞれ異なる会員に属する職員3名以上をもって構成する。

2 研究会の設置を希望する者は、別紙様式に次の事項を記載し、指定の期日までに鹿児島県大学図書館協議会研修委員会(以下「研修委員会」という。)に対して研究会設置の申請をする。

- (1) 研究会の名称
- (2) 研究会の設置希望者と代表者名
- (3) 研究内容
- (4) 開催回数
- (5) 参加資格
- (6) 参加費

3 前項の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに研修委員会に対して報告し承認を得なければならない。

第4条 研究会の設置は研修委員会の議を経て協議会会則第9条に定める総会(以下「総会」という。)の承認を必要とする。

(活動期間)

第5条 研究会の活動期間は2年とする。

2 活動期間は、研修委員会の議を経て総会での承認を得た後、更新することができる。

3 更新を希望する研究会は、研修委員会に申請するものとする。

(研究会参加者の公募)

第6条 第4条により承認された研究会は第3条第2項に定める事項を会員に通知し、参加者を募るものとする。

2 通知を受けた会員は、当該研究会に参加を希望する職員がいる場合、その長を通じて参加を依頼するものとする。

(研究会参加の登録)

第7条 第4条により承認された研究会は第6条第2項の依頼による参加希望者を研修委員会に報告するものとする。

(研究会活動状況報告)

第8条 研究会は随時、活動状況を研修委員会に報告しなければならない。

(研究会の研究成果報告)

第9条 研究会は少なくとも2年に1回、研究活動の成果を発表しなければならない。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は総会の議決による。

第11条 この細則に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は研修委員会において定める。

附則. この規程は、平成6年5月24日から実施する。